

過誤申立について

国保連合会では、事業所から請求された介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（以下、「明細書」という。）の審査を行い、保険者（市町村）に対する請求額及び事業所への支払額を決定しています。

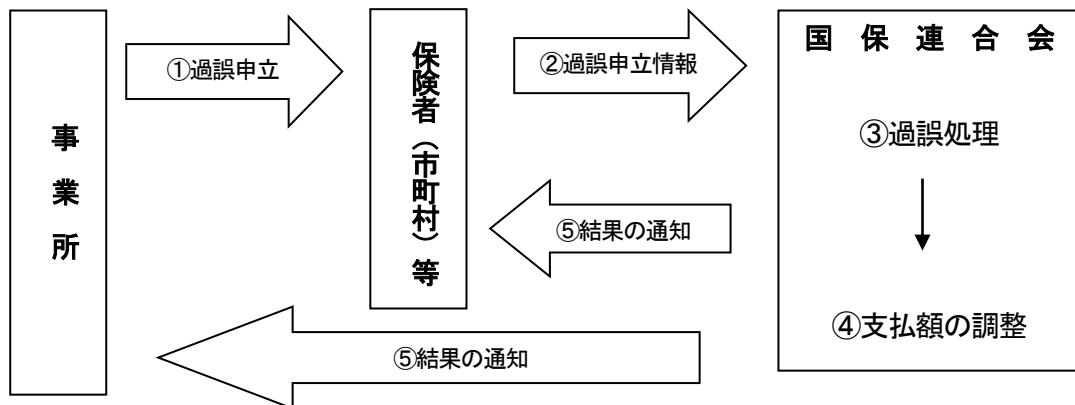
この決定後に明細書の請求内容に誤りがあった場合、事業所は「保険者（市町村）」又は「福祉事務所（生活保護単独請求分の場合のみ）」へ過誤申立を行い、当該明細書を取り下げる必要があります。

過誤申立については、「通常過誤」と「同月過誤」の2種類があり、申立にあたりどの方法で処理を行うか決める必要があります。詳細は以下を御確認ください。

1 通常過誤とは

国保連合会で審査決定された明細書の取下げのみを行うものです。

「介護給付費過誤決定通知書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書」により明細書の取下げが確定したことを確認した後、再請求をする必要がある場合は、翌月10日までに再請求を行うこととなります。



- ① 事業所は「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」において明細書が返戻されていないことを確認したうえで、該当保険者（市町村）等に過誤申立を行います。
- ② 保険者（市町村）等は、毎月20日頃までに「過誤申立書」情報を国保連合会に送付します。
- ③ 国保連合会は保険者（市町村）等から送付された「過誤申立書」情報に基づき、明細書の取下げを行います。
- ④ 国保連合会は過誤申立の翌月（過誤処理月）に事業所が請求した通常分の審査支払額と合わせて、支払額を調整します。
- ⑤ 国保連合会は「介護給付費過誤決定通知書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書」を保険者（市町村）等及び事業所に送付します。

通常過誤処理に係る相殺イメージ

過誤処理 : 令和3年1月処理

過誤取下げ金額 : 20万円

令和3年1月通常請求額(令和2年12月サービス提供分) : 100万円

令和3年1月請求
に対する支払額
100万円

—

令和3年1月過誤処理
に伴う取下げ額
20万円

=

令和3年2月の
支払額
80万円

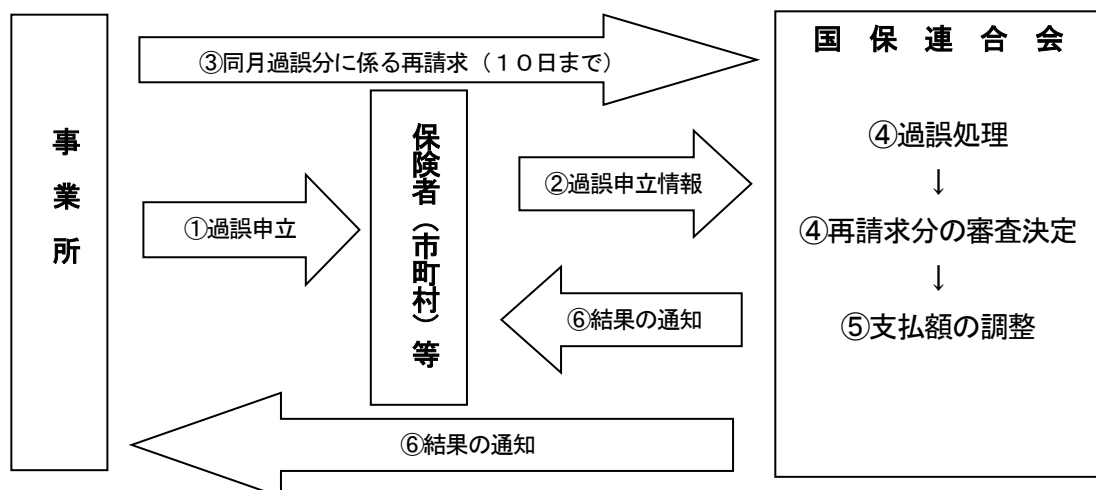
2 同月過誤とは

国保連合会で審査決定された明細書の取下げと事業所から取下げ分に係る明細書の再請求（正しい金額）を同じ月に行うものです。

実地指導及び監査等による返還金の精算等のために一度に行う過誤申立の件数・金額が多い場合は、過誤申立により取り下げる合計金額が、過誤処理月に事業所が請求した通常分の審査支払額を上回ると支払決定額がマイナスになることがあります。（過誤取下げ額>通常分の審査支払額）

支払決定額がマイナスになった場合は、事業所はマイナスになった金額分を国保連合会へ返還していただくことになります。

上記のような事態を防ぐために、過誤処理と当該過誤処理に係る再請求を同一月に処理する「同月過誤」を行うことで、差額分だけの調整を行うことができます。



- ① 事業所は「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」において明細書が返戻されていないことを確認したうえで、該当保険者（市町村）等に過誤申立を行います。（該当保険者（市町村）等と「取り下げた明細書の再請求」をいつ行うかを明確にした上で、申立を行ってください。）
- ② 該当保険者（市町村）等は事業所が③において再請求を行う月（過誤処理を行う月）の前月末までに「過誤申立書」情報を国保連合会に送付します。
- ③ 事業所は同月過誤申立を依頼した明細書を再作成（修正）し、過誤処理を行う月の10日までに通常請求分と併せて提出します。
- ④ 国保連合会は該当保険者（市町村）等から送付された「過誤申立書」情報に基づき、明細書の取下げを行い、事業所からの同月過誤分に係る再請求分を審査決定します。
- ⑤ 国保連合会は過誤申立月（過誤処理月）に事業所が請求した審査支払額と合わせて、支払額を調整します。
- ⑥ 国保連合会は「介護給付費過誤決定通知書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書」を保険者（市町村）等及び事業所に送付します。

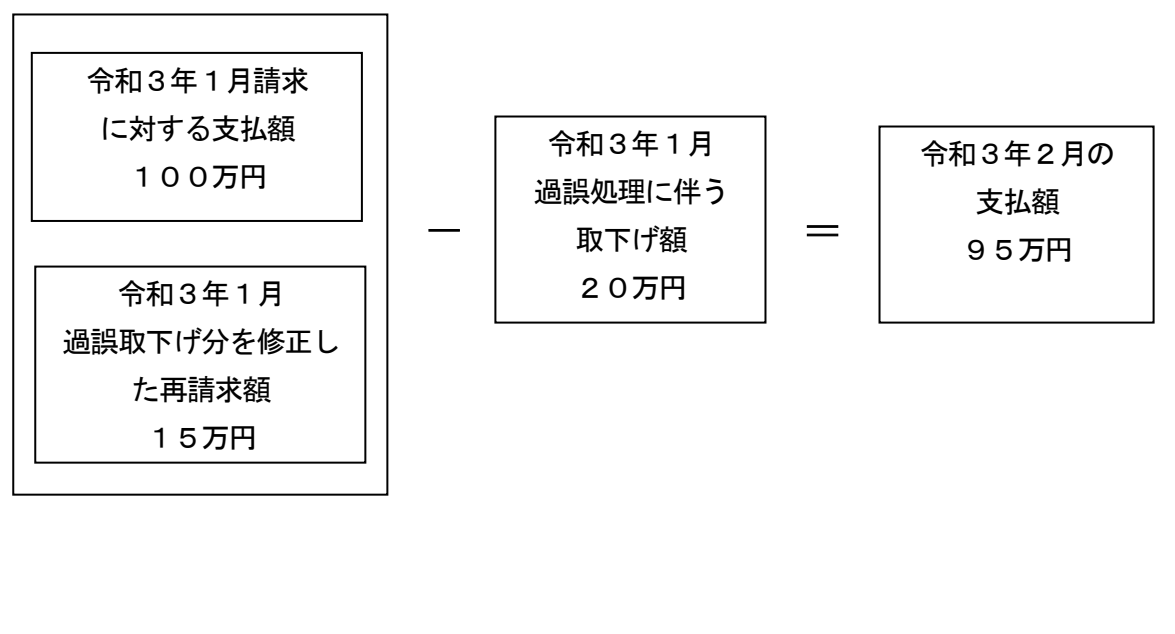
同月過誤処理に係る相殺イメージ

過誤処理：令和3年1月処理

過誤取下げ金額：20万円

過誤取下げ分を修正した再請求金額：15万円

令和3年1月通常請求額(令和2年12月サービス提供分)：100万円



* 同月過誤に係る処理上の注意

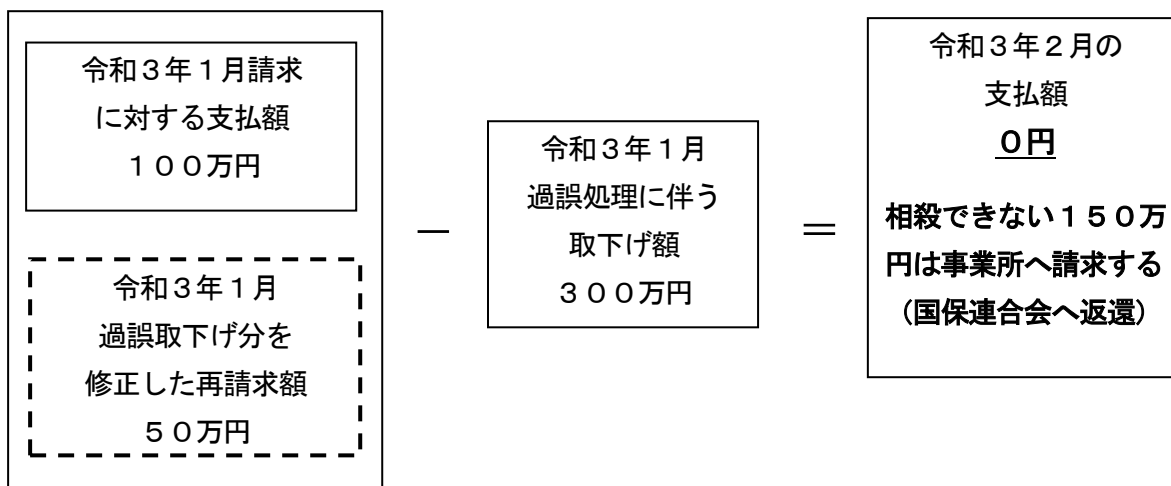
過誤申立により取り下げる金額が多く、支払決定額がマイナスとなる場合

同月過誤処理 : 令和3年1月処理

過誤取下げ金額 : 300万円

過誤取下げ分を修正した再請求金額 : 50万円

令和3年1月通常請求額(令和2年12月サービス提供分) : 100万円



過誤処理による取下げ額が事業所への支払額を上回り、支払決定額がマイナスになった場合、その差額については、事業所が国保連合会へ返還していただくことになります。

上記の事態を避けるため、同月過誤をする処理年月については該当保険者（市町村）等と事業所との間で十分確認いただくようお願いします。

3 その他留意事項

- (1) 同じ審査月内において、同じ被保険者で同じサービス提供年月の「給付管理票の修正」と「過誤処理」については、「過誤処理」が優先されるため、「給付管理票の修正」はできません。

修正ができない給付管理票は、返戻となります。

過誤申立を行う段階で、事業所が明細書を再請求する際に「給付管理票の修正」を依頼する必要がある場合は、事前に事業所間の調整をお願いします。

- (2) 過誤処理が決定されないうちに再請求されると、再請求をした明細書が返戻となります。同月過誤の場合は、再請求を行う月を必ず御確認ください。

通常過誤の場合は、「介護給付費過誤決定通知書」又は「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書」で取下げが完了していることを御確認のうえ、再請求を行ってください。